

外国人受入環境整備交付金交付要綱の改正新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成31年2月13日制定 令和元年9月9日改正 令和2年3月27日改正 令和3年3月26日改正 令和4年3月22日改正 令和5年3月28日改正 令和6年3月28日改正 <b>令和7年3月31日改正</b></p> <p>(目的)</p> <p>第2 交付金は、都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区を含む。以下同じ。）が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・<b>こども</b>の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口（以下「一元的相談窓口」という。）の設置・拡充又は運営のためにこれらの経費の全部又は一部を負担する場合において、必要な経費の一部を交付し、もって、地域における外国人の受入<b>れ</b>環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(交付対象経費)</p> <p>第4 交付金は、第2の目的を実現するために行われる次に掲げる事業に必要となる経費のうち、交付対象が負担する経費について、予算の範囲内で交付する。この場合において、交付対象は、同事業を交付対象が単独で行う方式（以下「単独方式」という。）のほか、都道府県及び市町村又は複数の市町村が共同で行う方式（以下「共同方式」という。）により行うものとする。</p> <p>ア 一元的相談窓口体制の設置・拡充に係る事業（以下「整備事業」という。） 設置とは窓口の新設等新たな体制を構築すること、拡充とは既存の窓口の拡大等、体制の拡大、充実を図ることとし、単に既存の体制を同規模で置き換えることは、設置又は体制の拡充とはしない。</p> <p>イ 一元的相談窓口体制の運営に係る事業（以下「運営事業」という。）</p> <p><b>2 前項ア又はイの事業に該当しない経費（以下「対象外経費」という。）が含まれる場合には、前項ア又はイの経費として特定できる経費のみを交付対象経費とする。</b></p>	<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">平成31年2月13日制定 令和元年9月9日改正 令和2年3月27日改正 令和3年3月26日改正 令和4年3月22日改正 令和5年3月28日改正 令和6年3月28日改正 <b>(新設)</b></p> <p>(目的)</p> <p>第2 交付金は、都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項の特別区を含む。以下同じ。）が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・<b>子供</b>の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口（以下「一元的相談窓口」という。）の設置・拡充又は運営のためにこれらの経費の全部又は一部を負担する場合において、必要な経費の一部を交付し、もって、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(交付対象経費)</p> <p>第4 交付金は、第2の目的を実現するために行われる次に掲げる事業に必要となる経費のうち、交付対象が負担する経費について、予算の範囲内で交付する。この場合において、交付対象は、同事業を交付対象が単独で行う方式（以下「単独方式」という。）のほか、都道府県及び市町村又は複数の市町村が共同で行う方式（以下「共同方式」という。）により行うものとする。</p> <p>ア 一元的相談窓口体制の設置・拡充に係る事業（以下「整備事業」という。） 設置とは窓口の新設等新たな体制を構築すること、拡充とは既存の窓口の拡大等、体制の拡大、充実を図ることとし、単に既存の体制を同規模で置き換えることは、設置又は体制の拡充とはしない。</p> <p>イ 一元的相談窓口体制の運営に係る事業（以下「運営事業」という。）</p>

(交付額の算定方法)

第6 交付金の交付額は、交付対象の長からの申請内容（交付対象において予定する事業の内容及び支出予定額。以下同じ。）を踏まえ、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定する。

(1) 整備事業に係る交付限度額等

整備事業の交付対象ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表1のとおりとする。ただし、過去に整備事業に係る交付金の交付を受けたことのある交付対象については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。この場合において、交付限度額については、過去の交付額を含めて算出するものとする。

(2) 運営事業に係る交付限度額等

運営事業の年度ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表2のとおりとする。

(3) その他

一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方で交付金事業を行う場合の交付限度額は、当該交付対象の単独方式の交付限度額とする。

2 申請数が増加した場合又は一元的相談窓口体制の設置・拡充若しくは運営の状況等によって必要がある場合には、法務大臣は、予算の範囲内で、交付限度額を変更することができる。

3 申請内容に対象外経費が含まれることが明らかになった場合は、経費の全部又は一部について交付金の交付を認めない。

附 則（令和7年3月31日改正）

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表2（別添（別紙新旧対照表）参照）

別紙様式6（別紙2）（別添（別紙新旧対照表）参照）

(交付額の算定方法)

第6 交付金の交付額は、交付対象の長からの申請内容（交付対象において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定する。

(1) 整備事業に係る交付限度額等

整備事業の交付対象ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表1のとおりとする。ただし、過去に整備事業に係る交付金の交付を受けたことのある交付対象については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。この場合において、交付限度額については、過去の交付額を含めて算出するものとする。

(2) 運営事業に係る交付限度額等

運営事業の年度ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表2のとおりとする。

(3) その他

一つの交付対象が単独方式及び共同方式の両方で交付金事業を行う場合の交付限度額は、当該交付対象の単独方式の交付限度額とする。

2 申請数が増加した場合又は一元的相談窓口体制の設置・拡充若しくは運営の状況等によって必要がある場合には、法務大臣は、予算の範囲内で、交付限度額を変更することができる。

(新設)

別表2（別添（別紙新旧対照表）参照）

別紙様式6（別紙2）（別添（別紙新旧対照表）参照）

外国人受入環境整備交付金交付要綱の改正新旧対照表別添（別紙新旧対照表）

(別表2)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	外国人住民数が 5,000人以上の市町村	1,000万円	1/2
		外国人住民数が 1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円	
		外国人住民数が 500人以上1,000人未満の市町村	300万円	
		外国人住民数が 500人未満の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	参加市町村の外国人住民数の総合計が 5,000人以上	1,000万円	1/2
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 1,000人以上5,000人未満	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人以上1,000人未満	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人未満	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

(注4) 単独方式で一元的相談窓口を運営する外国人住民数が5,000人未満の市町村は、電話通訳サービスに類する多言語対応経費を交付対象外とする。

(別表2)

2 市町村

方式	対象経費	区分	交付限度額	交付率
単独方式 (単独で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	外国人住民数が 5,000人以上の市町村	1,000万円	1/2
		外国人住民数が 1,000人以上5,000人未満の市町村	500万円	
		外国人住民数が 500人以上1,000人未満の市町村	300万円	
		外国人住民数が 500人未満の市町村	200万円	
共同方式 (他の市町村と共同で一元的相談窓口を運営する場合)	・相談員経費 ・研修・連携会議経費 ・導入機器等運用経費 ・広報・通信運搬等事務経費 ・事業委託費 ・間接交付金事業者が行う一元的相談窓口の運営経費等	参加市町村の外国人住民数の総合計が 5,000人以上	1,000万円	1/2
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 1,000人以上5,000人未満	500万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人以上1,000人未満	300万円	
		参加市町村の外国人住民数の総合計が 500人未満	200万円	

(注1) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」による外国人住民数とする。

(注2) 一つの市町村が単独方式及び共同方式の両方を行う場合の交付限度額は、両方式を合わせて単独方式の交付限度額とする。

(注3) 単独事業及び共同事業に係る交付金は、相互に流用してはならない。

### 交付金事業遂行状況調査書

令和 年 月 日現在  
地方公共団体：

- 1 事業区分 運営事業（〇〇方式）
- 2 事業に要する経費の収支状況

区分	遂行状況			備考
	交付金事業のうち交付対象が負担する経費（交付申請時）（A）	支出済額（報告時点）（B）	実施率（B/A）	
窓口単位	円	円	%	
合計				

- 3 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 事業の実施件数

(1) 相談受付件数  
ア 相談対応言語別件数 (単位：件)

	相談件数	うち、外部の通訳人に依頼した件数（※注）	うち、翻訳機を利用した件数
日本語		-	-
英語			
中国語			
韓国・朝鮮語			
ベトナム語			
ネパール語			
インドネシア語			
フィリピン語			
タイ語			
クメール（カンボジア）語			
ミャンマー語			
モンゴル語			
シンハラ語			
ウルドゥー語			
ベンガル語			
アラビア語			
ポルトガル語			
スペイン語			
フランス語			
ロシア語			
ウクライナ語			
その他の言語			
合計	0 件	0 件	0 件

※注：相談窓口に配置された相談員又は通訳人が対応した件数を除く。

### 交付金事業遂行状況調査書

令和 年 月 日現在  
地方公共団体：

- 1 事業区分 運営事業（〇〇方式）
- 2 事業に要する経費の収支状況

区分	遂行状況			備考
	交付金事業のうち交付対象が負担する経費（交付申請時）（A）	支出済額（報告時点）（B）	実施率（B/A）	
窓口単位	円	円	%	
合計				

- 3 事業着手年月日 令和 年 月 日
- 4 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 事業の実施件数

(1) 相談受付件数  
ア 相談対応言語別件数 (単位：件)

	相談件数	うち、外部の通訳人に依頼した件数（※注）	うち、翻訳機を利用した件数
日本語		-	-
英語			
中国語			
韓国・朝鮮語			
ベトナム語			
ネパール語			
インドネシア語			
フィリピン語			
タイ語			
クメール（カンボジア）語			
ミャンマー語			
モンゴル語			
ポルトガル語			
スペイン語			
ロシア語			
ウクライナ語			
その他の言語			
合計	0 件	0 件	0 件

※注：相談窓口に配置された相談員又は通訳人が対応した件数を除く。

イ 相談手段別件数				(単位：件)
来訪	電話	オンライン相談	その他(手紙・メール・SNSなど)	合計
				0 件

※相談者の相談が複数回にわたる場合は、それぞれを1件として計上

※オンライン相談は、ウェブ会議システムを使用してリアルタイムで相談対応している場合に1件として計上

(2) 申出のあった相談内容別件数 (単位：件)

内容	件数	内容	件数
入管手続		住宅	
雇用・労働		身分関係 (結婚・離婚・DVなど)	
社会保険・年金		交通・運転免許	
税金		通訳・翻訳	
医療		福祉	
出産・子育て		マイナンバー	
教育 (学校・大学・国際学校など)		ウクライナ関係	
日本語学習		手続一般	
防災・災害		その他	
		総計	0 件

(3) 相談対応状況

ア 対応結果件数				(単位：件)
一元的相談窓口で完結	庁舎内の他窓口以案内	都道府県⇄市区町村の窓口以案内	その他の機関以案内	合計
				0 件

イ 相談対応時間 (単位：件)

5分以内	5分以上～15分以内	15分以上～30分以内	30分以上～45分以内	45分以上～1時間以内
1時間以上～2時間以内	2時間以上	合計		
		0 件		

※来訪、電話相談及びオンライン相談の1回に対する対応時間を1件として計上

相談対応総時間(単位：分)

※相談対応総時間は、来訪、電話相談及びオンライン相談における対応時間の累計を計上

(4) 窓口対応状況

相談対応延べ人数(単位：人)	延べ人数に対する相談対応総時間(単位：分)

※相談対応延べ人数は、来訪、電話相談及びオンライン相談における相談対応した延べ人数を計上

※延べ人数に対する相談対応総時間は、来訪、電話相談及びオンライン相談における対応時間の累計を計上。ただし、1件の相談に複数人の相談員等が対応する場合は、各相談員等の対応時間の累計を計上

(5) その他(研修等)事業実施状況 (単位：件)

	研修 実施回数	会議 参加回数	広報活動	その他実績(具体的内容/ 件)
上半期				( ) ( ) ( )
下半期				( ) ( ) ( )
合計	0 件	0 件	0 件	0 件

注) 本様式は窓口単位で作成すること。

イ 相談手段別件数			(単位：件)
来訪	電話	その他(手紙・メール等)	合計
			0件

※相談者の相談が複数回にわたる場合は、それぞれを1件として計上

(2) 申出のあった相談内容別件数 (単位：件)

内容	件数	内容	件数
入管手続		身分関係 結婚/離婚/DV等	
雇用・労働		交通・運転免許	
社会保険・年金		通訳・翻訳	
税金		福祉	
医療		マイナンバー	
出産・子育て		ウクライナ関係	
教育 (学校・大学・国際学校)		コロナウイルス関係	
日本語学習		手続一般	
防災・災害		その他	
		住宅	0 件
		総計	0 件

(3) その他(研修等)事業実施状況 (単位：件)

	研修 実施回数	会議 参加回数	広報活動	その他実績(具体的内容/ 件)
上半期				( ) ( ) ( )
下半期				( ) ( ) ( )
合計	0 件	0 件	0 件	0 件

注) 本様式は窓口単位で作成すること。